

災害で被災した建物を解体する事業者様へ

## 自費解体（費用償還）※には、 解体業者が発行した書類の添付が必要 です！

※建物の所有者が自ら解体業者と契約し解体を行い、その費用を市に償還を求める制度

★今回の災害で被災した建物の解体は、珠洲市が所有者に代わって行う公費解体が原則ですが、自費解体（費用償還）での解体を受注する場合は、次の点に注意してください。

### ～ご確認いただきたいこと～

- ・ 契約をする前に制度の対象となる範囲や費用の内訳と目安、申請に必要な書類などを施主とご確認ください。
- ・ 施主が珠洲市に自費解体（費用償還）の申請をする際には、解体業者が発行する以下の書類が必要です。

- 解体撤去に係る各工程の写真
- 建物解体証明書    契約書    領収書    内訳書
- マニフェスト

### 注 意 点

- ・ 解体撤去に係る各工程の写真は、解体前、解体中、解体後のそれぞれの写真が必要になります。複数の視点からそれぞれの工程で撮影ください。
- ・ 内訳書は、解体費、運搬費、処分費を記載ください。解体費、運搬費については上屋、基礎に分けてください。
- ・ マニフェストには、産業廃棄物の種類、数量、運搬先を必ず記載してください。
- ・ 建物の一部の解体や庭木や土塀等の撤去は、自費解体（費用償還）の対象としない場合があります。

※トラブルを未然に防ぐため、右のQRコードから

珠洲市のHP「令和6年能登半島地震で被災家屋などを自費で解体・撤去した方へ」をご確認ください。



お問い合わせ：珠洲市環境建設課(公費解体班) 0768-84-5234